

8 南 監 第 3 8 号
令和8年6月15日

南国市議会議長 西 本 良 平 様

南 国 市 長 平 山 耕 三 様

南国市監査委員	塩 崎 泰
南国市監査委員	久 武 弘 明
南国市監査委員	岡 崎 純 男

例月出納検査結果報告書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により令和8年4月分の出納検査を実施したので、同条第3項の規定により検査結果に関する報告書を提出します。

例月出納検査報告書

1 検査対象

令和8年4月分（令和7年度会計及び令和8年度会計）

2 検査実施日

令和8年5月22・25・26日

3 検査の方法

一般会計及び特別会計については、支出命令簿綴、精算書綴、その他関係書類、水道事業会計及び下水道事業会計については、会計伝票綴、試算表・資金予算表その他関係書類の提出を求め、内容を検査し必要により担当者の説明を受けた。

4 検査の結果

(1) 検査対象である一般会計、特別会計の歳入・歳出の額、水道事業会計、下水道事業会計の収入・支出の額は別表のとおりで、計数をそれぞれ確認した。

(2) 令和8年4月末日における現金残高は別表のとおりで、指定金融機関の提出資料に基づき一致が認められた。

(3) 預託金制度による支援策について、従前から実施している生活支援事業であるが、昨年実績は2件と著しい少数であった。

当制度は、支援資金確保の観点から円滑な支援に寄与するものとして創設されたと推察されるが、昨今の金融機関を取り巻く環境の大きな変動から判断すれば、所期目的は一定達成されたと判断するのが適切であると思料される。

今後の本事業継続については、費用対効果の観点からも、その必要性について、当該金融機関の状況も踏まえ、効率的な事業継続に向けた金融機関との協議を行いながら、預託金制度そのものの抜本的な見直しについても検討し、支援体制の充実強化を図るべきであると思料される。（令和8年度会計 商工観光課）

(4) 修繕などの支払いについて、去年の早い時期に完了しているが、年度末になって、多数の請求書が同一業者から提出されている。業者からの請求が遅いからということではなく、組織として事業の進捗管理をしっかり行い、再発防止に努めることを求める。（令和7年度会計 住宅課）

(5) 修繕の支払いについて、去年の7月に完了しているが、請求が年度末になっているものがあつた。組織として事業の進捗管理をしっかり行い、再発防止に努めることを求める。（令和7年度会計 子育て支援課）